

令和4年度「花街道づくり事業」募集について（ご案内）

（一財）淡路島くにうみ協会では、島民の参画と協働による「花街道づくり事業」を推進しています。観光客等からよく見える国道・県道・観光地への主要道沿いにある花壇及び休耕田を利用した花による街道づくりを実施する個人や住民団体に対して、下記により助成します。

1 助成対象

下記の要件を全て満たす土地で、事業実施期間内で、継続して維持管理できる個人または団体

- (1) 原則として淡路島内の国道・県道・観光施設への主要道路から視認でき、当該道路から20m以内の土地
- (2) 地権者の同意が得られ、事業実施期間中、継続して維持管理できる10㎡以上の土地

2 事業実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

3 助成対象経費及び助成上限額

助成金は事業計画に基づく助成対象経費に対して交付します。

- (1) 助成金の上限は1㎡当り1,200円とし、1事業につき20万円を限度額とします。
- (2) 助成対象経費は花壇植栽、維持管理、花壇整備に要した費用とします。ただし、日当、食糧費、交通費、花壇内の構造物、置物等の経費や借地利用の場合の借地料は除きます。
- (3) 花壇整備費の助成金額は、(1)の助成金額の2分の1を上限とします。
- (4) 花壇植栽費及び維持管理費の助成金額は、花壇植栽が年2回以上の場合は助成対象経費の全額を上限とし、年1回の場合は(1)及び(2)の規定にかかわらず、助成対象経費の2分の1を上限とします。

4 審査方法

審査により助成対象者を決定し、審査結果は通知します。

5 応募方法

事業の実施を希望される方は、花街道づくり事業助成金交付要綱及び所定の申請書等を下記ホームページよりダウンロードいただくか、下記までお取り寄せいただき、内容を確認の上お申し込みください。



※ 事業開始の前月20日までに申請してください。（4月開始の場合 3月20日までに申請）

令和4年3月1日（火）から令和5年2月20日（月）までの期間、随時募集し、採択事業費が予算額に達した時点で、募集を終了します。

問い合わせ先 （一財）淡路島くにうみ協会 事業課 「花街道づくり事業」係
〒656-0022 洲本市海岸通1-11-1 洲本ポートターミナルビル3階
TEL : 0799-24-2001 FAX : 0799-25-2521
ホームページ <https://www.kuniumi.or.jp>